

特殊車両業務

担当業者:株式会社スタッブ
取材日:令和2年1月29日

特殊車両とは・・・

車両の幅、長さ、高さ、総重量のいずれか1つでも一般的制限値を超えている車両のこと。

そのような車両が道路を通行するには**特殊車両通行許可**が必要になります。今回は、特殊車両業務を担当している方々にお話を聞きました。

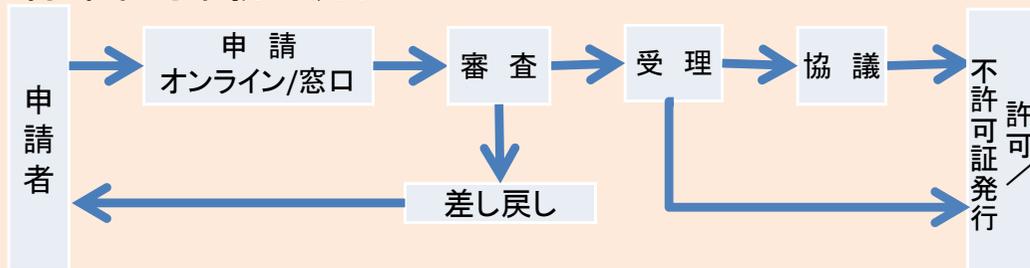
	一般的制限値
長さ	走行状態で12m
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量	積載状態で20t
軸量	積載状態で最大10t

特殊車両通行許可システムサイト
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/prp1.html>

インターネットを利用した特殊車両申請について紹介しています。国の窓口に出向くことなく申請データをいつでも提出できます。是非ご覧下さい。



特殊車両業務の流れ



特殊車両街頭検査のようす

特殊車両許可証の通り走行しているか、不定期で街頭検査を行っています。



実際に働く2名にインタビューをしました！



幸田 稔さん (入社9年目、特車8年目)
北海道札幌市出身
これまでは、現場で道路を作っており、インドネシアなどの海外でも作っていました。趣味は20歳からやっているダイビングで、おすすめの海はフィリピンです。



岡本 恵美さん (入社、特車3年目)
群馬県藤岡市出身
前職はデザイン系の学校教師で、ずっとここにいるのかと思い、新しい分野にチャレンジするため、この業界に入りました。趣味は絵を描いたりものを作ったりすることです。



業務に関する質問

質問	答え
必要な資格はありますか？	・1級又は2級土木施工管理技術士 ・1年以上の特車業務の経験 上記を持っている方と一緒に仕事をする場合は必要なし
この業務の魅力は何ですか？	幸田さん: どの年代でも一緒に業務を行うことができます。 岡本さん: チームで業務を行うため、未経験者でもこれまで従事してきた仕事の経験を生かすことができます。
この業務はどんな人が向いていますか？	幸田さん: 素直な人 岡本さん: 申請者や協議先とのやり取りも重要な仕事なので、客観的に物事を判断できる人 地図や交差点番号を見るのが好きな人
この業務は自分に合っていると 思いますか？	幸田さん: 高齢でも就業できるから合っていると思います。 岡本さん: 申請の数だけ日々同じ作業の繰り返しですが、その中で作業効率を上げる方法を工夫するのは好きなので、合っていると思います。

取材を終えて

何気なく見ている大きな車両も、通行する為には守るべき条件がいろいろある事を知りました。以前特殊車両街頭検査に参加し、申請通りに走っていない車両もあったので、特車のことを多くの方に知っていただくことが必要なのだと思います。お忙しい中、ご協力ありがとうございました！ 木村・春田

